

「新しい公共」を支える法人制度のあり方に関する調査

中間報告

平成 23 年 2 月 23 日

第3回政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会

目次

○「新しい公共」を支える法人制度の提案	2
・社会的企業（社会事業法人）	3
・社会的協同組合（日本型社会的協同組合）	4
・社会的事業所（滋賀県における「社会的事業所」制度）	5
○現状における日本の社会的企業の類型	6
○「新しい公共」を支える法人制度に関するヒアリング	10
・社会的企業	10
・社会的協同組合	17
・社会的事業所	20
・中間支援組織	23

「新しい公共」を支える法人制度の提案

○「新しい公共」推進会議において、「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、協同組合、社会的事業所等）」が今後の検討事項とされており、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会の検討事項として位置づけられている。

「新しい公共」推進会議の今後の検討事項（座長案）（抄）（第4回「新しい公共」推進会議）

2 「新しい公共」と行政の関係のあり方と「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備
専門調査会が行う専門的事項に関する調査（注）を踏まえて、推進会議で議論し、提言を行う。

◇「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備

・「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、協同組合、社会的事業所等）

（注）専門調査会の検討事項

○「新しい公共」と行政の関係のあり方

- ・「新しい公共」と行政の役割分担
- ・市民セクター等と行政との公契約・協約等のあり方

○「新しい公共」の活動基盤の整備

- ・情報開示・発信基盤のあり方
- ・「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、社会的協同組合、社会事業所等）
- ・金融面からの活動基盤整備のあり方（NPOバンク、休眠預金）

○これまでに開催された「新しい公共」推進会議及び「新しい公共」円卓会議において、委員より「新しい公共」を支える法人制度についての意見がなされているとともに、新しい法人制度について提案がなされている。

- ・社会的企業（社会事業法人（「新しい公共」円卓会議作業チーム）、出資型非営利法人（向田映子推進会議委員、坪郷實推進会議委員）
- ・社会的協同組合（日本型社会的協同組合（加藤好一推進会議委員））
- ・社会的事業所（坪郷實推進会議委員）

社会事業法人

駒崎弘樹専門調査会委員（「新しい公共」円卓会議作業チーム）

現状・問題意識	NPO/社会性の強い企業（企業）が、これまでの枠組みにない新しい解決策を提示し、ソーシャルビジネスを担うことを求められている。 NPOは約4万あるが3000万円以上の事業規模を持つNPOは僅か15%。 日本は潜在力があるにも関わらず社会的課題解決の担い手が少ない。		
目的	社会的企業が活躍するために動きやすい法人格を創り、担い手の数を増やす。		
認証	設立目的以外の認証条件は設立時には問われず、2年後の更新期に査定。 認証更新によって認められなかった場合は勧告を行い、更に是正されない場合は認証取り消し。取り消された法人はNPO法人や株式会社等、他の法人に振り替えを行う。		
非配当株式	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人と同様に、非配当で株式を持つことができる（それによって既存企業も参入可能に） ・持分はLLC型を踏襲し、意思決定権とは分離。ゆえに出資は非配当ゆえ寄付性の極めて強いものになるが、持分譲渡が成立した場合、出資額の返還が行えるため資金提供のハードルが低くなる 		
税額控除	ベンチャー出資と同様に社会事業法人に出資した金額を税額控除できる（投資家から実質的な寄付を集めることが可能に）		
みなし寄附	会計はNPO同様に収益事業と非収益事業の二段構え、収益事業から非収益事業へのみなし寄附が可能（所得の50%）		
法人税率	一般社団法人と同様に30%。ただし中小企業優遇税制の対象になる	<p>The diagram illustrates the spectrum of social enterprise legal forms. On the left, a blue circle contains forms with high administrative dependence: 特殊法人(公社・公団), 農協, 社会福祉法人, 独立行政法人, and 社会福祉協議会. On the right, an orange circle contains forms with low administrative dependence: 株式会社, 生活協同組合, 社会事業法人, NPO法人, and 認定NPO. A vertical axis labeled '事業性' (Business Nature) ranges from '低' (Low) at the bottom to '高' (High) at the top. A horizontal axis labeled '行政依存度' (Administrative Dependence) ranges from '高' (High) on the left to '低' (Low) on the right. A central box indicates the goal: '行政依存度を下げ、自立性を増す' (Reduce administrative dependence and increase independence). External factors include '市場の競争' (Market Competition), '行政委託市場の競争' (Competition in administrative commissioning markets), and '寄付市場の競争' (Competition in donation markets), all leading to '市場・寄付市場における競争で効率性維持' (Maintaining efficiency through competition in market/donation markets).</p>	
残余請求権	出資額を限度とした払い戻しを行い、余剰資産は国や自治体に帰属する		
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の存在目的が広い意味で「社会的排除」と「環境問題」の解決にあたる ・総収入のうち補助金・助成金割合 ≤ 50% ・政治・宗教活動のための団体を認めない ・会計/社会的インパクト情報のWEB開示 		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・株式を発行し資金調達することができる ・非収益事業を行いやすい 		

※出典 第7回「新しい公共」円卓会議（2010/05/14）「新しい公共」円卓会議作業チーム資料

日本型社会的協同組合

加藤好一推進会議委員

現状・ 問題意識	地域の女性市民の多くが法人格のない中で、地域に貢献する事業を行っている現実が多くある。また、ワーカーズ・コレクティブにおけるNPO法人格の数の大きさが、協同組合とNPOの地域における混在という実態を表している。法人格の整備が、さらに多くの地域の起業に結びついていくことは、明らか。
目的	多様なコミュニティ貢献を目的にした社会サービスの提供
手続き	簡便な手続きによって、組合員三人以上から作れるものとする。
組合員の 種類	① ボランティア組合員 ② 就労組合員 協同組合の中で、就労に不利や困難を抱えながら働く組合員（障がい者や不登校など） ③ 若者組合員（未成年） ④ 利用組合員 組合が提供するサービスを利用する人 * 2つ以上の組合員の種類を擁する。* イタリア等である、一般就労組合員及び法人組合員、財政支援組合員は、将来の課題とする。
優遇措置	就労組合員が、構成員の30%を超える組合を「特別社会的協同組合」とし（イタリアのB型事例を参考）、優遇措置を検討する。
法律・ その他	日本型社会的協同組合は、各協同組合法のもとで、団体として各協同組合の組合員となることができることとする。（当面、団体組合員は、日本型社会的協同組合に限ることとする） なお、同様の趣旨で、NPO法にもとづく団体も同様の措置を講ずる。 なお、100名以下で、各協同組合法にもとづく、協同組合の団体として組合員となった場合には、各種手続き及び税金を免除することとする。また、同規模のNPO法人についても、同様の措置を講ずるものとする。 各協同組合法は、当該団体の主体的な議論により、社会的協同組合の推進を盛り込むこととする。
効果	1. 地域の多様なニーズを実現。 2. 協同組合の利点とNPOの良さを兼ね備え、地域のニーズにあった制度を提供。 3. 当事者の参加を保証する制度を提供。 4. 大きな協同組合が小さな社会的協同組合を助ける制度。 5. 協同組合を含む非営利法人制度全体の見直しに。

※出典 第4回「新しい公共」推進会議（2011/01/25）加藤好一委員資料

社会的事業所

社会的事業所制度は、滋賀県の「社会的事業所」、箕面市の「社会的雇用」、札幌市の「障害福祉サービス就労継続支援所」などがある。

滋賀県における「社会的事業所」制度

<p>概要</p>	<p>「社会的事業所」制度は、滋賀県内の社会的事業所に対して県と市町が助成金を交付する制度。</p> <p>社会的事業所は、障害者全員と雇用契約を締結し、最低賃金を保障するとともに、障害者従業員を支援するための機能に配慮されている。利用契約を締結しないことから、障害のある人とない人の関係は、共に働く労働者となる。</p> <p>一般企業と同様に労働法規を適用する新たな就労の場を創出することで、障害者の経済的自立を確立するとともに、障害者が納税者となり、社会的に自立するための支援を行うという目的で制度が創設された。</p> <p>平成17年度創設、平成22年度現在で滋賀県内に7団体の社会的事業所が存在。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>小規模でも実施可能 → 障害者従業員(5人以上)全員と雇用契約を締結することが要件であるため、小規模な事業主体による継続的な障害者雇用を可能とする仕組みである。 H18年度:26人 H19年度:40人 H20年度:41人 H21年度:56人 雇用実数</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>労働者性を確保 → 障害者従業員全員と雇用契約を結ぶことから、福祉的就労の枠を越え労働者性を確保した就労の場である。就労したことで、要生活保護から対象外になったケースあり。 H21年度 平均工賃 103,813円 (滋賀県A型平均賃金 87,092円)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>福祉と労働のすき間を埋める制度 → 福祉的な支援を継続的にを行い、障害者従業員の職場定着を図る場であり、福祉と労働の中間的な取組である。 障害のあるなしに関わらない「働きやすさ」の実践</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対等な立場で共に働く場 → 利用者と指導者という関係ではなく(利用契約は交わさない)、あくまで障害のある人もない人も対等な立場で共に働く「共働」の場を具体化するモデルである。 定例会や販売促進会議など経営の意思決定の場に障害者従業員も参画</p> </div>									
<p>社会的事業所の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者従業員が5名以上20名未満でかつ、雇用割合が50%以上(実人数算定)であること。 (2) 障害者従業員が就労を継続し、維持できるように支援する機能を有していること。 (3) 社会的事業所内外において、障害者理解等の啓発活動を行っていること。 (4) 社会的事業所の経営の意思決定に障害者従業員が参画していること。 (5) 従業員全員と雇用契約を締結していること。 (6) 労働保険(労働者災害補償保険、雇用保険)の適用事業所であること。 (7) 事業所としての経営方針、経営計画が適切であるとともに、利益を上げるための経営努力がなされていること。 										
<p>社会的事業所運営助成事業</p>	<p>社会的事業所の管理経費への助成や、社会的事業所を運営するために必要な経費に対する助成とあわせ、障害者従業員の職業生活の質を向上するための社会的事業所の取り組みや営業担当職員の配置等を対象に助成を行う。</p> <p>○助成対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">管理経費</td> <td style="width: 20%;">年 1,000,000円</td> <td style="width: 70%;">社会的事業所を設置するために必要な備品、修繕費など</td> </tr> <tr> <td>運営経費</td> <td>障害者従業員 1人あたり 月 75,000円</td> <td>社会的事業所を運営するために必要な報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、日常生活諸費など 職業生活の質(QWL)を高める取り組み</td> </tr> <tr> <td>特別加算</td> <td>年 3,232,000円(3年間限り)</td> <td>営業力強化や経営能率の向上のための営業担当職員の配置</td> </tr> </table>		管理経費	年 1,000,000円	社会的事業所を設置するために必要な備品、修繕費など	運営経費	障害者従業員 1人あたり 月 75,000円	社会的事業所を運営するために必要な報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、日常生活諸費など 職業生活の質(QWL)を高める取り組み	特別加算	年 3,232,000円(3年間限り)	営業力強化や経営能率の向上のための営業担当職員の配置
管理経費	年 1,000,000円	社会的事業所を設置するために必要な備品、修繕費など									
運営経費	障害者従業員 1人あたり 月 75,000円	社会的事業所を運営するために必要な報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、日常生活諸費など 職業生活の質(QWL)を高める取り組み									
特別加算	年 3,232,000円(3年間限り)	営業力強化や経営能率の向上のための営業担当職員の配置									

(資料提供：滋賀県)

現状における日本の社会的企業の類型

日本の社会的企業

社会的企業としては、株式会社等の営利法人が社会的活動を行う場合や、NPO 法人、一般社団・財団法人、協同組合等の非営利法人が事業性のある活動を実施する場合、営利・非営利両方の法人制度を併用して事業を行う場合がある。

社会的企業		
営利法人 (社会的活動を行う場合)	非営利法人 (事業性のある活動を実施する場合)	営利・非営利両方の法人制度を 併用して事業を行う場合
<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社（有限会社を含む）【会社法】 ○持分会社【会社法】 （合同会社・合資会社・合名会社） ○企業組合【中小企業等協同組合法】 <p style="text-align: right;">等</p>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人（認定NPO法人を含む） 【NPO法】 ○一般社団法人【一般社団・財団法人法】・ 公益社団法人【一般社団・財団法人法及び公益法人認定法】 ○一般財団法人【一般社団・財団法人法】・ 公益財団法人【一般社団・財団法人法及び公益法人認定法】 ○社会福祉法人【社会福祉法】 ○協同組合等【個別の協同組合法】 （生活協同組合、農事組合法人 など） ○2つ以上の非営利法人制度を併用して事業を行う場合 ・財団法人+社会福祉法人 など <p style="text-align: right;">等</p>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社+NPO法人 ○株式会社+社会福祉法人 <p style="text-align: right;">等</p>

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会

参考資料1：法人の制度的特徴

※2010/02時点

営利法人の制度的特徴（社会的企業の事業者の観点）

		株式会社	合名会社	合資会社	LLC	LLP	企業組合
■設立時の特徴（課題）							
人材面	最低必要人数	・1人から設立可能。	・無限責任社員のみで構成、1名から設立可（法人も無限責任社員となれる）。	・無限責任社員と有限責任社員の2人から設立可（法人も無限責任社員となれる）。	・最低1名以上で設立が可能。法人も社員になれる（民法上の組合やLLPは法人格を有しないので直接的に社員のなれない）。	・最低2名以上の個人または法人による契約。 ・契約当事者うち1人以上は国内居住者又は国内法人。	・社員4人以上。理事3人以上。監事1人以上が必要。その他、組合員比率や十時比率等特別な要件あり。
	資金面	資本金	・資本金制限なし。	・最低資本金制限なし。	・最低資本金制限なし。	・資本金制限なし。	・資本金制限なし。
資金調達		・発起設立、募集設立。	・設立時に出資を完了させる必要はない。	・無限責任社員は、労務出資、信用出資が可。	・経営に携わらない社員（株式会社「株主」に似た性質を有する出資者）を実現できる。	・金銭その他の財産のみをもって出資。下限なし。	・出資を募ることは可能。ただし、組合員1人あたりの出資限度額：25/100、個人以外の組合員の出資限度額：出資総額の1/2未満。
■運営時の特徴（課題）							
事業目的		・「適法性」「営利性」「明確性」を要求。	・「適法性」「営利性」「明確性」を要求。	・無限責任社員は、労務出資、信用出資が可。	・営利を目的とするもの。	・営利を目的とするもの。	・特に規定なし。相互扶助の性格が強い。
ガバナンス	意思決定	・取締役1人から、多様な機関設計が可能。	・定款自治。 ・取締役等の役員の選任が不要。	・定款自治。 ・取締役等の役員の選任が不要。	・出資者＝社員が業務執行を行うことが原則。規模、機関設計に関らず、会計監査の設置が強制されない。決算公告の義務づけなし。	・業務執行の決定のための特別な機関の定めはない。原則、総組合員の合意による。	・組合員のフラットな関係性を好み、意思決定のスピードが遅れる可能性もある。
	経営権	・原則として出資比率に応じた損益の分配や議決権の分配が強制される。	・株主総会（株式会社）や社員総会（有限会社）にあたる議決機関、業務執行機関は社員。	・株主総会（株式会社）や社員総会（有限会社）にあたる議決機関は、無限責任社員。	・社員の中から業務執行社員を定款で定めた場合、業務執行社員がLLCを代表できる。	（特になし）	・議決権は組合員1人あたり1票。
資金面	税制優遇	・基本的に特別な税制優遇措置はなし。	・基本的に特別な税制優遇措置はなし。	・基本的に特別な税制優遇措置はなし。	・基本的に特別な税制優遇措置はなし。	・構成委員課税の適用。	・基本的に特別な税制優遇措置はなし。
	資金調達	・種類株式による議決権付付き、譲渡制限付き株式の発行による資金調達可。 ・直接金融、間接金融含め、多様な資金調達手段有り。	・社債発行可。	・社債発行可。	・社債発行可。 ・政策的に設けられている補助金や制度融資の活用可。	・政策的に設けられている補助金や制度融資を受けることは可。	・出資を募ることは可能だが、設立時と同様、一定の制限がある。
その他		・組織の再編行為も多彩。 ・法人格としての認知度、信頼性は比較的高い。 ・社会性、公益性を具備する事業を営む場合は、「営利目的」の組織と理解されることがネックとなる場合も想定される。	・株式会社への組織変更、持分会社間での種類変更可。 ・無限責任社員の信用力が担保となるが、これを活かすことができていない状況。 ・法人格の取得による社会的信頼性は、個人で事業を行う場合に比べて向上すると思われるが、会社の一形態の認知度は低い。 ・一般的に資本が少額なことから、信用力が問題になる可能性もある。 ・株式会社と同様、「営利目的」の組織と理解されることがネックとなる場合も想定される。	・無限責任社員の信用力が担保となるが、これを活かすことができていない状況。 ・法人格の取得による社会的信頼性は、個人で事業を行う場合に比べて向上すると思われるが、会社の一形態の認知度は低い。 ・一般的に資本が少額なことから、信用力が問題になる可能性もある。 ・株式会社と同様、「営利目的」の組織と理解されることがネックとなる場合も想定される。	・全社員の同意を得ることで株式会社への組織変更が可能。再編行為（合併、会社分割、株式交換）が可能。 ・迅速かつ柔軟な意思決定が可能という特性を生かすためにも、あまり大規模な組織には適していない。 ・株式会社と比べ、LLCの独自性はあまり認識されていない。 ・認知度や信用度は、株式会社の方が高い。	・組合の事業を通じて取得した財産を、組合員の共有財産である組合財産としておくことが可能。（ただし、組合事業から生ずる損益はすべて組合員に帰属し、税務上もこれに応じて各組合員において課税されることになる） ・株式会社への組織変更はできない。	・従事分量配当及び2割までの出資配当あり。 ・組合員に利用分量配当という形でサービス等の利用手数料分を割り戻す。配当金は損金としての扱いを認めているが、あくまでも組合員が組合との取引を利用したことによる配当にのみ損金算入が認められる。 ・出資配当をする場合も損金算入の対象とならない。 ・員外利用は想定されていないため、関係者は皆、組合員になる必要がある。

出典：平成21年度経済産業省委託調査「平成21年度地域経済産業活性化対策調査（ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業）報告書」（2010/02）

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会

非営利法人の制度的特徴（社会的企業の事業者の観点）

		NPO法人（認定NPO）	社会福祉法人	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人	公益財団法人
■設立時の特徴（課題）							
人材面	最低必要人数	・社員10人以上。理事3人以上。監事1人以上。	・社員に関する規定なし。理事6人以上。監事2人以上。評議員12人以上。理事・評議員に関する特別な要件あり。	・社員2人以上。理事1人以上。理事会を設置する場合は理事・監事に関する要件あり。	・設立者1人以上。理事3人以上。監事1人以上。評議員3人以上。	・一般社団と同様	・一般財団と同様
	基本財団	・設立時の資本金（財産）要件はなし。	・社会福祉事業を行うための物件を国や地方公共団体から貸与又は使用許可を得ることが必要。 ・施設経営しない法人は、原則として1億円以上が必要。	・設立時の財産要件はなし。	・基本財産として300万円以上必要。抛出了たれた財産は返還することが認められていないため、実質的には寄附と同様の状態。	・一般社団と同様	・一般財団と同様
	資金調達	・出資を募ることができない。 ・擬似私募債を発行することは可能。	・出資を募ることができない。 ・擬似私募債を発行することは可能。	・定款で定めた場合には、基金の抛出を募ることが可能。	・基金の抛出を募ることは可能。（ただし、返還はできない。実質寄附行為）	・一般社団と同様	・一般財団と同様
■運営時の特徴（課題）							
ガバナンス	事業目的	・不特定多数のもの利益の増進に寄与する公益的活動に限定。	・社会福祉事業が前提。本業に支障が無い場合、公益・収益事業の実施可。	・特に規定なし。	・特に規定なし。	・23の公益目的事業に限定。	・23の公益目的事業に限定。
	意思決定	・新規事業等の際、理事会・総会の決議を得ることが原則。	・新規事業等の際、理事会・総会の決議を得ることが原則。	・新規事業等の際、社員総会の決議を得ることが原則。	・評議員会が最上層の機関だが、決議事項は法律・定款に定められた事項のみ。 ・業務執行の権限は理事会。	・一般社団と同様	・一般財団と同様
	経営権	・原則、誰でも議決権を持った会員になることができる。	・誰でも議決権を持つ社員になれるわけではない。	・定款に特段の定めがない限り、社員は各1票の議決権を有する。ただし、誰でも社員になれるわけではない。	・評議員及び理事・監事。	・一般社団と同様	・一般財団と同様
資金面	税制優遇	・収益事業のみ課税。 ・寄附者への特別な税控除やみなし寄附制度は認定NPOの場合のみあり。 ・事業型NPOが認定NPOの要件を満たすことは難しい。	・収益事業のみ課税。 ・寄附者への特別な税控除やみなし寄附制度あり。	・非営利型法人と認められれば課税は収益事業のみ。 ・認められない場合は全所得に対して課税。 ・寄附者の税控除、みなし寄附制度はなし。	・非営利型法人と認められれば課税は収益事業のみ。 ・認められない場合は全所得に対して課税。 ・寄附者の税控除、みなし寄附制度はなし。	・公益目的事業は非課税。公益目的以外の事業は課税。 ・みなし寄附金の適用あり。また寄附金の控除あり。	・公益目的事業は非課税。公益目的以外の事業は課税。 ・みなし寄附金の適用あり。また寄附金の控除あり。
	資金調達	・出資を募ることができない。 ・擬似私募債を発行することは可能。	・出資を募ることができない。 ・擬似私募債を発行可能。 ・寄附を募ることは可能だが、募集には1ヶ月以上必要。	・定款で定めた場合には、基金の抛出を募ることが可能。 ・一定の条件のもと基金の返還は可能。	・基金の抛出を募ることは可能。（ただし返還はできない。実質寄附行為）	・基金の抛出を募ることは可能。	・基金の抛出を募ることは可能。（ただし返還はできない。実質寄附行為）
その他		・法人格に対するイメージから役員報酬や従業員の給与額が抑制される傾向あり。 ・「福祉」、「保健・医療」、「教育」等の事業を行う際には、一定の安心感を与える。 ・営利法人と比べ、商品、サービス対価を要求し難い。 ・清算時の残余財産は国・地方公共団体、他の公益法人等に帰属。	・公益・収益事業により生じた収益を社会福祉事業、公益事業に充てることが義務。 ・介護保険や障害者自立支援制度等によってサービス内容や価格が決定されるため、中長期的な視野での事業投資が容易でない。 ・清算時の残余財産は社会福祉法人や社会福祉事業を行う者、国庫に帰属。	・清算時の残余財産は定款または社員総会の決議による。（なお社員総会の決議なしに社員へ分配することは禁止）	・清算時の残余財産は定款または評議員会の決議による。（なお評議員会の決議なしに設立者へ分配することは禁止）	・都道府県もしくは内閣府から公益認証を受けるため、公的イメージは強い。 ・清算時の残余財産は他の公益法人もしくは国・地方公共団体に帰属させることが認定の条件。	・都道府県もしくは内閣府から公益認証を受けるため、公的イメージは強い。 ・清算時の残余財産は他の公益法人もしくは国・地方公共団体に帰属させることが認定の条件。

出典：平成 21 年度経済産業省委託調査「平成 21 年度地域経済産業活性化対策調査（ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業）報告書」（2010/02）

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会

参考資料2：法人制度のメリット・デメリット

※2010/08時点

	メリット	デメリット
株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的信用力が高い ・事業収益を分配できる ・金融機関、自治体からの融資、または出資などの資金調達がしやすい ・法人での契約が可能となる ・一定の交際費、役員報酬などは損益扱いで処理できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立手続きがやや煩雑で登記費用として20万円以上かかる ・会計処理が複式簿記による記載で複雑 ・社員総会、取締役会などを開催し、また定款の作成などを行う ・設立費用、税金など、設立時、経営後にかかる経費、コストが高い。
企業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・最低資本金規制（出資金）の規制はなく、小資金でも設立可能 ・融資、出資などの資金調達が可能 ・公的機関からの補助、助成が受けやすい ・登録免許税、印紙税などの非課税が認められるなど優遇措置もある ・一定の交際費、役員報酬などは損益扱いで処理ができる ・職員の社会保障が完備できる ・最低資本金なし（または500万円程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立手続きがやや煩雑で行政庁のチェックを受ける ・会計処理が複式簿記による記載で複雑 ・知名度が低い ・出資と経営、労働の一体化により組合員の調整と意思統一が大変
NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の際に資本金が不要 ・活動内容により減免申請などの優遇措置を受けられる ・会員募集、補助金・助成金の申請、寄附などの資金調達がしやすい ・法人での契約が可能となる ・一定の交際費、役員報酬などは損益扱いで処理できる ・収益事業以外の収入には法人税や法人事業税の課税がされない ・職員の社会保障が完備できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立手続きがやや煩雑。また設立時に行政庁からチェックを受ける ・申請から登記完了までに数ヶ月（3～4ヶ月程度）を要する ・毎年、総会の開催、事業報告書の提出などを実施する必要がある
一般 社団 法人 ・ 一般 財団 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の際に基金（株式会社でいう資本金）が不要 ・事業目的に「公益性」がなくても設立可能 ・登記申請のみで設立が可能 ・2～3週間程度で設立可能 ・補助金・助成金の申請や寄附などの資金調達がしやすい ・NPO法人と同様に、収益事業以外の収入には課税がされない ・法人での契約が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定法人ではないため、公益性は低くみられる ・利益を構成員に分配することはできない ・法人住民税は収益がなくても課税される

（資料提供：特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター コミュニティビジネスマイスター講座補助テキスト（2010/08））

「新しい公共」を支える法人制度に関するヒアリング

対象（国内ヒアリング調査全体）

- ・社会的企業等（30 団体程度）（NPO 法人・株式会社・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・協同組合・社会的事業所 等を予定）
- ・中間支援組織（3 団体程度）
- ・有識者（5 名程度）

主なヒアリング項目

（社会的企業等）	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達（資金調達の方法、障害等） ・法人制度（法人格を取得した理由・経緯、法人格取得前後の違い、法人格のメリット等） ・税制（税制の活用状況、課題と要望等） 等
（中間支援組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的企業へのサポート内容について ・中間支援組織からみた社会的企業 ・今後の活躍ができる社会的企業の具体事例 等
（有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の社会的企業に係る法人制度の概要及び類似の法人制度を日本に導入する際の課題や論点 ・社会的企業に対する支援の在り方について 等

社会的企業に関するヒアリング（国内ヒアリング調査）

<社会的企業に関するヒアリング 中間報告 社会的企業 一覧（5 団体）>

※既にヒアリング調査を終えている5 団体について調査概要を報告

	法人形態	名称	所在地
社会的企業	NPO 法人+株式会社	NPO 法人京都コミュニティ放送/株式会社京都ラジオカフェ	京都市
	株式会社+NPO 法人	株式会社フラウ/NPO 法人男女・子育て環境改善研究所	福岡市
	株式会社+NPO 法人	株式会社グローバルコンテンツ/NPO 法人多文化共生センター	大阪市
	株式会社+社会福祉法人	有限会社ココ・ファームワイナリー/社会福祉法人こころみる会	栃木県
	財団法人+社会福祉法人	財団法人たんぼぼの家/社会福祉法人わたぼうしの会/奈良たんぼぼの会	奈良県

※ヒアリングは財団法人未来工学研究所にて実施

NPO 法人 NPO 京都コミュニティ放送 (株式会社京都ラジオカフェ)

ONPO 法人 NPO 京都コミュニティ放送

コミュニティ放送事業、放送関連教育事業、NPO 紹介・支援番組の運営、その他関連事業

○株式会社京都ラジオカフェ

番組・イベントの企画制作、WEB 制作、インターネット放送企画、ラジオカフェ店舗企画

京都市中京区

<http://radiocafe.jp/>

2011/02/08

事業活動

①主な顧客

・自らラジオ番組を作りたい人（番組オーナー約 100 名）

②「売り」とするサービスや商品

・自分で好きなようにラジオ番組作り放送できること。それに必要なサポートをすること。

・番組内容については、公序良俗に反するもの以外には口をださない。

○コミュニティ放送事業 ※日本で初めて NPO 法人として放送免許を取得。

○インターネット配信

○放送関連教育事業（高校生、大学生、社会人の為の「番組制作講座」等の企画・運営）

○NPO 紹介・支援番組の運営、その他関連事業

○京都ラジオカフェ株式会社の業務など

③経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

理事長 田中 義雄 株式会社 JEUGIA 代表取締役会長

副理事長 隅井 孝雄 国際メディアアナリスト、ノートルダム女子大学 客員教授

副理事 深尾 昌峰 公益財団法人 京都地域創造基金 理事長

理事 17 名 従業員数：専従 3 名、ボランティアスタッフ 30 名程度

NPO 正会員数：約 100 名

株式会社京都ラジオカフェの従業員：専従 4 名

・NPO 法人のメンバーと株式会社のメンバーははっきり切り分けている。

④社会のニーズへの対応

・在来のメディアが扱ってこなかった情報をコミュニティに発信していきたい。

・地域コミュニティに根を持ちながらも現状に満足していない人々、ラジオ番組を自ら作りたい人が集まっている。

・番組づくりのお手伝いは、NPO、株式会社とも実施しているが、株式会社のほうが手厚くサポートしてそれなりの費用をいただく。

・全国の 244 局のコミュニティ放送のうち、NPO 法人のコミュニティ放送は 17 局

・著作権料負担対応は NPO 局には負担が重いですがネット配信の拡大に向けて解決していかなくてはならない。

資金調達について

①創業資金の調達先

資本金：放送局立ち上げの初期費用（3 千万円）は株式会社（資本金 1 千万円）を立ち上げて銀行から借り入れてまかかった。

②運転資金（つなぎ資金）の調達先

・会員が NPO 債（私募債）を引き受けて調達、現在残高 2 千万円

・番組オーナーや出演者などにも協力してもらっている。

・NPO 法人は、設立以来初めて、やっと 2010 年度に黒字決算となった。

③事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

・できるだけ事業収益からまかかっていきたい。

・NPO 年会費：1 万 2 千円 正会員約 100 名

・番組オーナーからの放送利用料 500 円/分（放送利用時間は全体の 3 割程度）年間売上げ 2 千万円程度

・事業領域の拡大については予定ないが、機材の更新時期にきている。

・ネットでのストリーミング配信に力を入れたい（資金需要が大きいわけではない）。

④資金調達に関する障害

特になし

⑤今後の資金調達の方法

借入れはこれ以上ふやしたくない。

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：NPO 法人+株式会社>

放送局立ち上げの初期費用（3 千万円）を調達するために株式会社を立ち上げた。

②いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

・資金面の問題が落ち着けば、今後、NPO に一本化するほうがいいかもしれない。

・ユーザーからは両者があることでわかりにくく、一本化によって業務上の連絡がうまくいかないといったことも解消できる。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

・株式会社をつくったのは、初期費用を調達するために「仕方なく」作った。

・行政、地域コミュニティ、学校、企業などの賛同をいただいて番組作りをしたいという思いを大切にすると NPO 法人であることが必要である。

・放送事業は当初から収益事業としているので節税目的で NPO 法人を選んだ訳ではない。
・行政が立ち上げたコミュニティ放送の時代を経て、コンテンツに工夫をし、コミュニティの経済力を背景に事業性を確保したコミュニティ放送の時代となっている。

・上記 2 タイプのコミュニティ放送が無い（成り立たない）地域において NPO 法人のコミュニティ放送の存在意義がある。

税制について

みなし寄付金制度やエンジェル税制は知らなかった。

株式会社フラウ主婦生活総合研究所

NPO 法人男女・子育て環境改善研究所

●株式会社フラウ

自らの体験や市場調査等に基づく、読者参加型・地域密着型子育て情報誌「子づれ DE CHA・CHA・CHA」の出版などを通して、子育て支援、教育コーディネーター、女性の社会参画促進等に取組んでいる。

●NPO 法人男女・子育て環境改善研究所

「子育て」をキーワードに、子ども、ファミリーそして周りの人々が笑顔で過ごせるための情報発信・イベントや講座の開催・調査提言・キャリア教育活動などを行っている。

福岡市中央区

(株式会社) <http://www.frau-net.com/>

2011/02/09

(NPO) <http://www.kosodate-npo.jp/>

事業活動

① 主な顧客

子育て中の男女、子育てに関わる幼稚園・保育園・子育てに関わる NPO などの団体、病院やおけいこ教室など

② 「売り」とするサービスや商品

●株式会社フラウ

事業の大きな柱は、情報誌の発行、子育て女性（ママ）をターゲットにしたリサーチやプランニング、広告販促物の制作等。

●NPO 男女・子育て環境改善研究所

- ・子育て支援 ・まちづくり ・女性の社会参画支援
- ・男性の育児地域活動支援 ・食育 ・キャリア教育

③ 経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

●株式会社フラウ：正社員19名、パート3名、外注スタッフを随時起用。

●NPO 男女・子育て環境改善研究所 理事長（濱砂氏）、事務局長1名。

会計は当然独立採算である。仕事はマンパワーの問題もあり、どちらかが受注窓口となっても、双方で実施・運営する場合も多い。ミッションは共通しているため、どちらの仕事でもスムーズに連携できる。事務所はフラウが3階と NPO は2階で同居。事務局長は、元フラウ社員で NPO に移籍。

④ 社会のニーズへの対応

発足当時は、子育て環境を良くする活動として、地域密着型の情報誌を作り、子育て環境改善をめざし、バリアフリーへの提言や、特に公共施設にベビーベッドの設置や授乳室の普及を働きかけ、設置につながった。しかし当時は圧力団体と言われることもあった。ローカルの採用マーケットにおいては、女性の戦力は貴重であり、活用が進む一方で子育て女性の社会進出への抵抗感や女性活用への消極的な対応は、現在でも一部にあり、福岡市

内の企業の子育て女性の雇用はいまだ十分とはいえない。そんな中で、どのように女性を活用していけばよいか、さまざまな場面で提案を行っている。

子育て支援事業は、NPO がやるべき仕事を、行政がみずから予算を取ってやってしまうことがあり、それは NPO の知恵やアイデアや経験に培われたノウハウだけをもっていく民業圧迫ではないかと考えている。もっとそこにマーケットや雇用を生みだす連携と協働の発想がほしい。

資金調達について

① 創業資金の調達先

濱砂個人の資金のみ、（生命保険をくずし、貯金を下した。当時有限会社は資本金300万円）

② 運転資金（つなぎ資金）の調達先

NPO の方は金融機関からの借入れがある。代表者が個人保証したり、あるいは行政からの委託業務契約書を元に借入れができています。

③ 事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

株式会社としては事業は拡大したい。

④ 資金調達に関する障害

助成金は、事務局メンバーの人件費は含まれていないものが多い。一つの事業費の半分しか助成されず、残りの半分は NPO が出さなさいというものもあり、職員を雇用しての事業として展開するには現実的ではない。さらに助成金をもらうためにたくさんの書類作成があり人手が取られる。業務委託という形であれば、人件費も確保され受託できるが、NPO は無償でやるもの、というようなイメージが先行しており、必要な管理運営費も計上できないような現実がある。株式会社など他の事業者と同等に扱ってほしい。

⑤ 今後の資金調達の方法

現在と同様。

法人制度について

① いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：株式会社+NPO>

1993年に株式会社フラウ設立。その前5年間は有限会社。その頃は NPO という法人がなく、必然的に有限会社を作り、その後、事務所の引っ越し資金を調達する際に資本金を増やせたので株式会社にした。

2001年に NPO 男女・子育て環境改善研究所を設立。「ミッションがある会社だね」と言われ、NPO で行ったほうがよい事業を行うために作った。

② いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

営利目的ではなかなか取り組めず社会使命の強い事業を NPO でやっているという考え方だが、株式会社であっても社会的使命がないというわけではない。

NPO は行政の仕事を受託しやすいが、委託費は市価の半値。見積も受け付けてもらえない。話し合っただけで仕様書を作ることもできない。真の対等なパートナーシップではない。NPO という形態はまるで経費削減のために利用されているだけのように感じる。

③ 顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

「新しい公共」を支える法人制度に関するヒアリング

社会のニーズを受けてきちんと事業を運営するには、どの法人形態でもダメだと感じる。社会のニーズは、高齢化、介護など、課題はたくさんあり、活動すべきことはたくさんある。しかし、本来は税金で取り組むべき事業であっても、民間が行うために必要な助成が少なく、かといって、受益者がすべて負担することが難しいサービスが多く、自力で売り上げを上げて経営していくには限界がある。どのような法人形態であっても、行政サービスになにか必要かを NPO または他の事業体が提案し、社会に必要と認められた事業に予算をつけていくような、逆入札のような形態ができればよいのではないかと。

税制について

みなし寄付金制度やエンジェル税制については現状では関係がない。男性と女性は、お金の集め方が違うのではないかと。寄付金をたくさん集めるようになると、事務作業が繁雑になり、追いつかない。3 千円や 5 千円をいただいても報告書を出さなければならない。賛助会員もいるが、増やすことは考えていない。

株式会社グローバルコンテンツ NPO 法人多文化共生センター大阪

○株式会社グローバルコンテンツ
インターネットを用いた多言語情報サービスの提供により、多言語・多文化な社会の実現をめざす事業を展開。

○NPO 法人多文化共生センター
多言語による情報提供、外国人の子ども支援、研修や調査・研究などを実施。

大阪市淀川区	(株式会社) http://www.globalcontents.co.jp/ (NPO) http://www.tabunka.jp/osaka/	2011/02/07
--------	---	------------

事業活動

①主な顧客

- ・在日外国人（フィリピン人、ブラジル人、ペルー人など）
- ・地方自治体、地域国際化協会

②「売り」とするサービスや商品

○インターネットを用いた多言語情報サービスの提供により、多言語・多文化な社会の実現をめざす事業

- ・在日外国人向け多言語携帯サイト運営（英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）
利用料金：315 円/月、携帯会社経由課金
- ・自治体向け多言語情報配信システム
メール配信システム、災害情報提供システムなど
- ・NPO との協働事業
災害時、緊急時等に当社の母体とする NPO 法人多文化共生センターと協働して在日外国人支援を実施。

NPO 法人多文化共生センターは、阪神淡路大震災をきっかけに設立、i モードサービスの開始を受けて、外国人向けの携帯電話からの情報提供を、NPO とは切り分けて株式会社として始めるために、2001 年に当社を設立した。

③経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

役員：代表取締役 中村 満寿央
取締役 アルバ・ロベルト
取締役 田村 太郎

従業員数：常勤社員 2 名、非常勤スタッフ 5 名

組織体制：一般の会社組織と同様である（株主総会、取締役会）。

NPO 法人：

常勤スタッフ 1 名、非常勤スタッフ 1 名

・実務上は、代表取締役の中村氏がほとんどの意志決定をおこなっている。

④社会のニーズへの対応

外国人住民への多言語による情報提供は日々の生活や緊急時に必要不可欠であり、厚生の向上や安全確保の基礎となるものである。弊社は IT を活用して継続的でより簡便に利用できる多言語情報提供者の役割を担っている。

行政のラインでいえば、厚生の障害福祉、労働の雇用対策、法務の保護という 3 つの機能がうまく融合されなければならない。しかし実態はその取り組みがバラバラであり、私たちはこの 3 つをつなぐ役割を担っていると考えている。

資金調達について

①創業資金の調達先

資本金：1 千万円（100 万円×10 人）

②運転資金（つなぎ資金）の調達先

大阪市、大阪府の融資、国民金融公庫（当時）から運転資金総額 1500 万円ぐらい調達、返済済み

③事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

当面予定はないが、中小企業向け制度融資が考えられる。増資については、株主の意志決定は難しいかも知れない。

④資金調達に関する障害

特になし

⑤今後の資金調達の方法

未定

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：株式会社+NPO>

- ・NPO 法人では、出資金、事業リスクに対応できない。明確なビジネスモデル（携帯課金、外国人向け情報提供）であったので、株式会社として事業に取り組むことは自然な選択であった。
- ・2001 年当時、NPO 法人の社会的認知度も低く、資金調達は不可能と思われた。

②いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

携帯課金にかかわる部分は、株式会社の活動として NPO の活動と程度切り分けて行っている。NPO 法人の収益事業として行うこともできるが、立ち上げ時の資金や事業リスクの NPO からの分離という点で株式会社の別法人というのがいいという結論であった。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

出資金も集まったので、株式会社は自然な選択であった。

税制について

みなし寄付金制度やエンジェル税制は知らなかった。当社は、NPO 法人とのつながりを持ちながら、収益が見込めない活動に取り組む部分もあるので、そのようなことを理解して出資してもらえる社会的投資家を紹介してもらえる制度があればいいのではないかと。

有限会社ココ・ファーム・ワイナリー 社会福祉法人こころみる会

1950年代に開墾した葡萄畑の麓で、1969年知的障害者更生施設こころみ学園(社会福祉法人こころみる会運営)がスタートした。知的障害を持った人たちと葡萄畑でワインづくりを考えたが、社会福祉法人には葡萄をワインにするための果実酒類製造免許が下付されないため、1980年、一般の事業所である有限会社が、こころみ学園園長 川田昇の考えに賛同する父兄たちにより設立され、1984年有限会社榊崎産業(後のココ・ファーム・ワイナリー)として酒類製造免許を取得し今に至る。

栃木県足利市 <http://www.cocowine.com/> 2011/02/10

事業活動

①主な顧客

- ・ワインの愛好家など(有限会社ココ・ファームワイナリー)
- ・知的障がい者(社会福祉法人こころみる会)

②「売り」とするサービスや商品

- ・葡萄畑やワイナリー(ワイン醸造所)と同じ敷地内で、レストラン、ショップを運営。ワインの他に、葡萄ジュース、葡萄ジャム、原木椎茸、椎茸加工品、葡萄の木の枝の加工品などを販売している。加工品は外部委託製造。
- ・ワインを楽しむ会「グロワーズクラブ」。収穫祭には2日間に1万6～7千人が来る。
- ・アメリカのソノマに園生・職員がワイン用葡萄を植樹したり、アメリカからワイン醸造技術者を招くなどして、醸造技術向上に努めてきた。九州沖縄サミット、洞爺湖サミットで、ワインが出されたことがマスコミで報じられてから、急激にファンが増えた。

③経営体制と従業員(正規、非常勤)の数

○有限会社ココ・ファームワイナリー

社員24名。年間15万本のワインを醸造。

○社会福祉法人こころみる会/指定障害者支援施設こころみ学園

常勤職員55名、非常勤職員36名、うち準職員(こころみ学園卒業生)8名

園生134名(入所94名、短期入所10名、ケアホーム30名)17歳～88歳。

敷地と建物は、社会福祉法人こころみる会の資産。当初は川田氏の個人資産だったが、寄付をした。醸造所の建物の一部を、有限会社ココ・ファームワイナリーは社会福祉法人こころみる会から借りて営業している形。

④社会のニーズへの対応

九州沖縄サミット、洞爺湖サミットで、ワインが出されたことがマスコミで報じられてから、急激にファンが増えた。飲食店に、ココ・ファームワイナリーのワインを持ち込んで店主に勧めるお客さんなどもおり、飲食店からの問い合わせが増えている。

卸業者は、県内の1軒にのみ出しており、あとは直接、酒販店、飲食店や個人客への販売。

資金調達について

①創業資金の調達先

創業当時は、川田氏や職員、園生が無給で施設づくりをし、労働をした。有限会社の創業資金は、園生の家族が出資。

②運転資金(つなぎ資金)の調達先

創業者の川田氏の方針が、助成金は、事業の力を萎えさせてしまうので頼ってはいけない、というものであり、その方針は続ける予定。従って、寄付金、賛助金というものは積極的に募っていない。ココ・ファームワイナリーの事業資金は金融機関からの借入れ。

③事業拡大に必要な資金の調達先(予定を含む)

拡大計画はなし。従って「拡大に必要な資金」は予定なし。土地がこれだけしかないので、これ以上、施設を増やせず、園生も増やせない。ワイン醸造所はあくまでも園生の作業所なので、園生が増えないと施設拡大はできない。

現在の土地は市街化調整区域なので、一部、開発許可を取って飲食店やショップなどの商業施設を建てている。

④資金調達に関する障害 障害者が高齢になることに対する必要経費が出ない。

⑤今後の資金調達の手法 これまでと同様。

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：株式会社+社会福祉法人>

学園のはじまりは、川田氏や支援者の個人的な活動だった。障害者の訓練施設ということになり社会福祉法人化。ワイン醸造所は、社会福祉法人では酒税法の問題で免許をあげられないと言われたので、有限会社を設立した。

②いまの法人形態と事業活動との適合性(支援体制や支援の程度など)

土地建物の名義、施設の建設などで、事業の実質と、社会福祉法人の規定とが噛み合わない。事業を拡大させ、園生の自立生活を安定させるために、事業に即した法律整備をして欲しい。園生も職員も高齢化するが、労働できなくなった高齢者は、病気治療もあると年金だけでは自立ができない。敷地内には墓所もあるが、亡くなった際の支援や助成は一切ない。

社会福祉法人は事務職人員を雇用する余裕がなく、職員は園生と寝起きを共にし同じ仕事をしていて時間がとれないため、助成金に伴う事務処理作業に人手を確保できない。

ワインの樽の熟成貯蔵倉庫を増築したいのだが、社会福祉法人の施設は園生の作業所であり、作業所には窓をたくさん付けなければならないという規定があるため、それが作れない。現在は、他の土地を借りて倉庫を建てているが、地代がかかっている。

そのように、「社会福祉法人の規定」には、実際に園生が「事業に即した作業」や「張り合いのある生活」を送るためには不備があり、見直していただくことを希望したい。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。 特になし。

税制について

社会的企業(企業は全て社会的なので、この言い方があっているかどうかは別にして)に対し、よく、その本質を見極めてほしい。

財団法人たんぽぽの家／社会福祉法人わたぼうしの会 ／奈良たんぽぽの会

○財団法人たんぽぽの家

ソーシャル・インクルージョンをテーマに、アートの社会的意義や市民文化について問いかける事業を実施。

○社会福祉法人わたぼうしの会

障害のある人、子どもや高齢の人などが安心して地域のなかで生きていくことを支えるために[アート・ケア・ライフ]という視点を柱にした社会福祉サービスを提供。

○奈良たんぽぽの会

たんぽぽの家の運動を支えるボランティア団体。

奈良県奈良市 <http://popo.or.jp/>

2011/02/08

事業活動

①主な顧客

活動は多くが企業からの助成金などで成り立っているが、障がい者も含めて特に地域コミュニティにおいて私たちを支えてくれる人たちすべてが顧客である。

②「売り」とするサービスや商品

「たんぽぽの家」では、障がい者アートが大きな柱となっている。これまでは日陰の存在であったが、純粋にアートとして彼らの作品と向き合った時、彼らの感性は素晴らしく、またアートそのものの社会的意義や市民文化としての価値を問いかけ、「新しい公共」における新しい価値を発信したいと考え、様々なアートプロジェクトに取り組んでいる。

「わたぼうしの会」では、障害のある人、子どもや高齢者などが安心して地域の中で生きていくことを支えるために、[アート・ケア・ライフ]という視点を柱にした社会福祉サービスを提供している。日中活動・就労支援と、相談支援・生活支援、福祉ホーム、配食サービスなどを運営している。

③経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

組織は、「財団法人たんぽぽの家」「社会福祉法人わたぼうしの会」の2つに分かれ、従業員は両方合わせて130～40人、そのうちの50人前後が正規雇用である。

いずれも理事会が年2回開催され、社会福祉法人は6名、財団法人は10名で構成されている。社会福祉法人のみ年2回の評議委員会が開かれ、構成員は15名である。

経営委員会は両者の合同で毎月開催されており、構成員は10名前後である。経営委員会を合同で開くことの意義は大きく、特に社会福祉法人はどうしても視野が狭くなってしまうので、より高い視点から事業を見ることができている。

④社会のニーズへの対応

特に企業において、障害者アートと向き合う姿勢が変わってきている。障害者アートを優れた個性と位置付け、自らの企業文化やオリジナリティを育むツールとして、積極的に取

り入れていきたいというニーズが高まってきている。

資金調達について

①創業資金の調達先

建設資金として一口1万円の私募債を発行し、8000万円を集めた。また、奈良県からは県有地を無償で提供を受けている。

②運転資金（つなぎ資金）の調達先

自力で稼ぐことを基本としており、収入の範囲内で事業を展開している。そのほとんどが民間企業の出資あるいは助成財団の助成金によるプロジェクトである。

寄付はとてもしない。金融機関のサポートも受けることはあるが、それも少ない。

③事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

新たな事業を立ち上げる場合は、まずは研究会を立ち上げる。研究会そのものには資金はほとんどかからず、そこでプロジェクトを検討しながら助成金等の目途がたてば新規に立ち上げていく。

財団法人の役割はインキュベーションだと位置付けており、事業が軌道に乗ればどんどん独立させていきたい。このため、事業拡大に伴い新たな資金が必要となることはほとんどない。

④資金調達に関する障害

特になし

⑤今後の資金調達の方法

これまでと同様。

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：財団法人＋社会福祉法人>

財団法人と社会福祉法人の2つの組織で運営しているが、財団法人は活動全体をプロデュースし、新たな可能性を追求する役割を、社会福祉法人は地に足の着いた活動を担っており、うまく役割分担しながら運営できている。

②いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

私たちの事業活動において、いまの法人形態に何か問題を感じているわけではないが、世の中一般の社会福祉法人の在り方には疑問を感じる。

社会福祉法人の多くは、単なる福祉施設というレベルにとどまっており、「福祉法人」でしかない。「社会」と向き合う視点が欠落しているが、これからの福祉は社会との関係性の中で構築されていかなければならない。これこそが「新しい公共」であり、社会福祉法人を内容を伴うものに変えていくことが重要である。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

特になし。

税制について

寄付金はほとんどないため、課題や要望も特になし。

一般論ではあるが、寄付するという文化は、自らの意思でどの活動を支持するかといった投票行為でもあるので、もっと根付いていくべきと考えている。

社会的協同組合に関するヒアリング（国内ヒアリング調査）

主なヒアリング項目

- ・資金調達（資金調達の方法、障害等）
- ・法人制度（法人格を取得した理由・経緯、法人格取得前後の違い、法人格のメリット等）
- ・税制（税制の活用状況、課題と要望等） 等

<社会的協同組合に関するヒアリング 中間報告 一覧（1団体）>

※既にヒアリング調査を終えている1団体について調査概要を報告

	法人形態	名称	所在地
社会的協同組合	生活協同組合	生活クラブ生協・神奈川	横浜市

※ヒアリングは財団法人未来工学研究所にて実施

生活クラブ生協・神奈川

生活クラブ生協：受託・利用事業（各地域生協に対しての管理業務および代行業務など）、福祉事業（通所介護、訪問介護、居宅介護支援など）、共済事業（疾病入院・災害入院・手術給付など）

生活クラブ運動グループ福祉事業連合（支援組織）（以下、福祉事業連合と記す）：相談事業、研修事業、調査研究事業、システム開発、広報事業、地域組織の支援

横浜市港北区 <http://www.seikatsuclub-kanagawa.coop/> 2011/02/10

事業活動

①主な顧客（対象者・組織）

- 生活クラブ生協：約7万人の組合員（神奈川）、そして組合員の活動を支える生産者など
- 福祉事業連合：会員団体（11団体、生活クラブ神奈川含む）、地域で市民福祉事業を展開するワーカーズコレクティブ（以下、W.Coと記す）

②「売り」とするサービスや商品（主たる事業と使命）

- 生活クラブ生協：予約共同購入、市民参加型福祉の展開及び推進、W.Co運動
- 福祉事業連合：制度によらない多様な地域のニーズに対応する市民福祉事業（コミュニティ・オブティマム福祉＝地域最適福祉）の拡大

③経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

- 生活クラブ生協
組合員数は69,465人（2010年度期首）。
・参加・分権・自治（会員7万人を5つのブロックに意図的に分権化＝地域生協の単強化）を採っており、さらに、主に市町村のエリアごとに組合員の自治組織があって、日常的な活動を自分たちで決定し運営している。年1回大会（総会）を開催。
・19の都道府県に29の生活クラブ生協（生活クラブ連合会の会員単協）があり、運動と事業を自主運営・自主管理している。

●福祉事業連合

- ・11の会員団体、2の準会員団体で、会員の構成メンバーの合計は約8万人（機関紙の配布部数）
- ・地域単位にも生活クラブ運動グループの諸団体が集い、ゆるやかにネットワークしながら自主的に活動を進めている組織がある。（ローカル・ユニット）ここでも年に1回活動方針を決定する大会がある。

④社会のニーズへの対応

- 生活クラブ生協
・「生活のすべてを自治する」ことを掲げて活動を広げており、役所では担いきれない領域を細かにサポートしている。生活クラブ生協における社会運動の原点となった「せっけん運動」（合成洗剤追放）、遺伝子組み換え食品・作物の不使用、3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動、とりわけリユースの社会化に向けてグリーンシステム（1994年から、

使用する容器をリターナブル容器に切り替え）などを実施してきた。

●福祉事業連合

- ・制度によらない多様な地域のニーズに対応する市民福祉事業（コミュニティ・オブティマム福祉＝地域最適福祉）の拡大

資金調達について

①創業資金の調達先

- ・地域住民・市民が主体となり、リスクを負って拠出している。
- ・生活クラブ運動の資源は「労力・時間・いくばくかのお金・情報」を拠出しあう市民資源。

②運転資金（つなぎ資金）の調達先

- ・地域住民・市民が主体となり、リスクを負って拠出している。
- ・生活クラブ運動グループでは、1998年に100万円の出資充当金を集めて（総額約1億円）、市民自身による非営利・協同の地域金融機関として「女性・市民信用組合（現在は女性・市民コミュニティバンク：WCA）」を設立し、それまで銀行が相手にしなかった女性やW.Coの事業への融資を行っている。

③事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

- ・地域住民・市民が主体となり、リスクを負って拠出している。
- ・生活クラブの諸資源を、生活クラブ運動グループ福祉事業連合に総合化し、その機能を強化することで参加型福祉の社会化を推進している。生活クラブは、「福祉たすけあい基金」として組合員から毎月100円のカンパを募り、「たすけあい未来ファンド」（福祉事業連合が管理運用）への寄附とし拠出している。このファンドは、市民のたすけあいサポーターからの年間1000円の寄附と合わせて財源としている。

④資金調達に関する障害

特になし。

⑤今後の資金調達の方向

変更の予定なし。

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由

- ・生活クラブの運動・事業の担い手の一つであるW.Coも適当な法人格を有していない。これは、雇用関係（雇う－雇われる）という形ではない対等で自主的・主体的な参加の在り方を目指しているからである。

②いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

- ・法人格を持たないW.Coが介護保険制度に参加できる道筋をつくるため、生活クラブ生協や福祉クラブ生協、（社福）いきいき福祉会、（社福）藤雪会が拠点法人となり、2000年に介護保険制度に参入した。その後、国の制度変更により、W.CoのNPO法人格取得が進み、さらにW.Coが福祉事業主体として地域に広がっていった。法人格の取得は、委託や助成金獲得のために「仕方なく」選んだという側面が強い。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

「新しい公共」を支える法人制度に関するヒアリング

適当な法人形態は思いつかない。まずは生協法の改定をすすめ、次に 10 年くらいのスパンで協同組合基本法を創設することが良いと個人的には考える。

税制について

税制に限らず、非営利・協同セクターが担う「新しい公共」を実現するために、地域福祉の拡充という観点で、課題（これまでの活動を踏まえた問題意識）を下記に挙げる。

～世界で初めて経験する超少子高齢社会の到来を控え、ますます多様化、個別化するニーズに対応するために～

- ①非営利協同セクターによるネットワーク型市民福祉モデルの実現
- ②ボランティアなコミュニティワークの拡大
- ③自治体との協働を進める
 - ・「総合評価入札制度」により自治体施策への非営利協同セクターの参画の道を拓ける。
 - ・双務契約
- ④公的福祉事業への非営利協同セクターの多様な参画の道を拓ける。
- ⑤地域のネットワーク機能づくりのための支援
- ⑥総合相談機能とコミュニティ・コーディネータとの連携
- ⑦寄付文化、寄付社会の造成
 - ・個人、事業体からの寄付を集約しやすい税制の整備
 - ・寄付を受け入れるための適切な法人格の検討

その他

NPOの中には、一人のカリスマやリーダーシップで事業展開を進展させてきた面があるとみている。しかし、生活クラブ生協や W.Co は、協同組合原則による運営を進めてきたことで、ミッションが引き継がれ、リーダーも変わりあうことで、持続可能性を高めてきたし、地域の多様な主体を生み出してきた。

社会的事業所に関するヒアリング（国内ヒアリング調査）

主なヒアリング項目

- ・ 資金調達（資金調達の方法、障害等）
- ・ 法人制度（法人格を取得した理由・経緯、法人格取得前後の違い、法人格のメリット等）
- ・ 税制（税制の活用状況、課題と要望等） 等

<社会的事業所に関するヒアリング 中間報告 社会的事業所関連 一覧（2団体）>

※既にヒアリング調査を終えている2団体について調査概要を報告

	法人形態	名称	所在地
社会的事業所	個人事業（社会的事業所）	社会的事業所スラッシュ・レゾー	滋賀県
	事業協同組合	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（エル・チャレンジ）	大阪市

※ヒアリングは財団法人未来工学研究所にて実施

社会的事業所スラッシュ・レゾー

障害者などの社会的弱者が、一人ひとりの労働意欲・技術を高めて、自立生活が可能な所得を補償することを目的に、喫茶コーナーの運営委託「各種商品販売」「洗濯業務請負」「大中アグリ」の里の運営」などを展開。

滋賀県大津市 <http://www.kyoto-np.co.jp/fukushi/column/fnews/f060801.html> 2011/02/08

事業活動

①主な顧客

大学・滋賀県・企業・一般市民（主な顧客を想定して活動しているわけではない。）

②「売り」とするサービスや商品

障害者や母子家庭の母などの、いわゆる就職困難者が、一人ひとりの労働意欲・技術を高めて、自立生活が可能な所得を補償することを目的に活動。そのスタンスこそが「売り」であり、個性の異なる人たちに何が適切かを探し、それぞれに合った事業を立ち上げてきた。結果として、多様なサービスに取り組む。

③経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

<従業員>組織体としては、「個人事業」（スラッシュ・レゾー）と2つの NPO 法人で構成。従業員は前者が障害者6名を含む11名で、後者は21名（全員が障害者）である。そして、全員が正規雇用となっている。

<ガバナンス>経営会議は毎週代表を含む3名で開いており、人の配置等の検討を行う。

<事務所>事務所は現在6か所である。

④社会のニーズへの対応

行政のラインでいえば、厚生障害福祉、労働の雇用対策、法務の保護という3つの機能がうまく融合されなければならない。しかし実態はその取り組みがバラバラであり、私たちはこの3つをつなぐ役割を担っていると考えている。

資金調達について

①創業資金の調達先

現在の法人形態は「個人事業」であり、正確には法人にはなっていない。このため、創業資金も11万円のポケットマネーでスタート。

②運転資金（つなぎ資金）の調達先

滋賀県の独自の制度である「社会的事業所」の認定を受けてからは、正規雇用者の障害者手帳の数×7.5万円/月の助成を受けているが、それまでの運転資金は非常に厳しく、銀行もほとんど融資してくれなかった。

現在は、ほとんどが事業収入で回っており、補完的に銀行からの融資を受けることはある。寄付はない。

③事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

事業収入で回せる以上の事業拡大は考えていないしできない（新たな資金調達は想定していない）。助成金が伴うような新規事業しか、可能性はないだろう。

④資金調達に関する障害

以上のことから、特になし。

⑤今後の資金調達の方法

今までと同じ。

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：個人事業（社会的事業所）>

現在の「社会的事業所」も、その前身である「事業所型共同（働）作業所」も滋賀県独自の制度であり、法人形態ではない。形態としては「個人事業」である。設立当初から適切な法人形態が見当たらず、「個人事業」としてスタートしたが、今日でもその状況が続いている。

②いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

個人で事業をしていることになるので、実態とかい離している。このため、見かけ上とても個人収入が多くなってしまい、子供を保育所に入所させる資格がないなど、様々な面で弊害が生まれている。

別途、NPO法人を立ち上げているが、「個人事業」では農業者認定が受けづらいといった消極的理由が大きく、他に適切な法人形態がないので仕方がないという状況である。しかし、いずれ法人に切り替えなければならないと考えてはいる。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

最も近い法人形態をあえて選ぶとすればNPO法人かと考えるが、NPO法人の概念があまりにも広すぎることや、税制上の魅力もないなど、前向きに検討するに至っていない。

それ以外では「企業組合」というスタイルも有力ではないかと思う。

しかし、何よりも私たちのような活動を想定した法人形態が新たに整備されることを強く望む。すなわち、「社会事業法人」である。そのためには、営利法人が入りにくい条件を組み入れることが必須で、障害者等や母子家庭の母などの、いわゆる就職困難者の雇用率によってハードルを上げることが最もわかりやすいと思う。

税制について

現在は個人として確定申告をしているという状況で、すごく高くなってしまふ。また、12月末が決算となるので、役所等の年度末決算の事業にも多く取り組んでいることから、整合が取れず苦労している。

その他（特記事項など）

社会的なニーズ（課題）としては、薬物依存症の問題が顕在化してきており、国としてもこの問題に積極的に取り組んでもらいたい。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 (エル・チャレンジ)

就労への動機付けを目的とする短期の「就労体験」、1年間の就労訓練の後に一般企業等への就職をめざす「就労支援」、一般企業での雇用、定着を支援する「雇用」の3つからなり、「就労支援」に重点を置いて運営。

大阪市中央区 <http://www.l-challenge.com/> 2011/02/09

事業活動

①主な顧客

- ・福祉作業所や授産施設など、訓練生をエル・チャレンジに委ねてくれる人たち
- ・大阪府や市など訓練施設の場を清掃事業と併せて提供してくれている人たち
- ・修了生を積極的に雇用してくれている民間企業の人たち

②「売り」とするサービスや商品

対外的なサービスとしては清掃事業が主ではあるが、それはあくまでも手段であり、私たちは知的障害者等の雇用を促進させることを目的としており、それを実現するために、就労への動機付けを目的とする短期の「就労体験」、1年間の就労訓練の後に一般企業等への就職を目指す「就労支援」、一般企業での雇用、定着を支援する「雇用」の3つがある。

③経営体制と従業員（正規、非常勤）の数

エル・チャレンジは事業協同組合であるので、事務局としての組合（エル・チャレンジ）と5つの組合員によって活動が展開されている。
組合の従業員は20名（すべて正規）だが、内エル・チャレンジの事務局として動いているのは5名である。また、55の現場を持っておりそれぞれに1～2名のスタッフが張り付いている。事業所の数としては、事務局が入っている本部と、55の現場となる。理事会は年に3～4回開催され、組合員5社＋事務局というメンバーで構成される。他に総会が年2回開かれる（構成は理事会に同じ）。さらに事務局会議が月1回開催され、実務的な事項の調整・決定を行っている。

④社会のニーズへの対応

取り組んでいる内容は、福祉でもなければ純粋な営利活動でもない。官と民の両方の要素をバランスよく取り入れることによってはじめて成立する領域である。だから役所だけでは取り組めない（両方の協力が必要）。

一方、価格競争だけでも成立しないテーマなので、大阪府・市に働きかけ、全国初の総合評価一般競争入札制度が導入された。により、政策的随意契約をしていただくことにより清掃業務委託に障害者の就労訓練を行うことにより毎年就職者を社会に送り出すこのことにより障害者支援を充実させることにインセンティブが働き、現在では毎年150人の訓練生を受け入れるとともに、就職も延べ400人を数えるところまで行き、その定着率は8～9割である。そしてその受け入れ先の民間企業も100社を超えている。また、就職後の

サポートが各企業から高く評価されている。

ネットワークの状況としては、これまで出てきた各団体以外では、養護学校・ハローワーク・職業センター・就業生活支援センター、さらには大阪ビルメンテナンス協会、おおさか人材雇用開発人権センターといったところと密接な連携を取っている。

資金調達について

①創業資金の調達先

事業協同組合なので、創業資金は各団体50万円×5団体＝250万円でスタートしている。

②運転資金（つなぎ資金）の調達先

期初においては、活動が安定するまでは組合員のサポートを受けるといった状況は多少あったが、基本的には、清掃事業を受託するという形で活動をしているので、事業の実施に伴って得られる事業費以外に別途資金を調達するという事はない。寄付はない。

③事業拡大に必要な資金の調達先（予定を含む）

現在、清掃活動を中心としたエル・チャレンジ以外に、工賃倍増プロジェクトにも取り組んでおり、今後新たな事業が広がる可能性はあるが、その場合も資金調達はこれまでと同じスタンスで対応していくことになるので、あくまでも事業費として見込まれる範囲で取り組むことになる。

④資金調達に関する障害特になし ⑤今後の資金調達の方法

これまでと同様。

法人制度について

①いまの法人形態を選んだ経緯と理由<現在の法人形態：事業協同組合>

設立当初は、それに適した法人形態は見当たらなかった。今であれば、NPO法人を目指すという選択肢もあったかもしれないが、当時はまだNPOの実績もほとんどなかった。

このため、日本初の障害者就労支援のための事業協同組合を立ち上げた。

②いまの法人形態と事業活動との適合性（支援体制や支援の程度など）

様々な主体と現場をうまくコーディネートしながら繋いでいくことが、私たちの重要な役割なので、事業協同組合という形態はそんなに悪くはない。しかし、そもそもは民間を想定した法人形態なので、「公益協同組合」という概念を持った法人形態が新たに生まれるのであれば、それがベストであろうとも思われる。

③顧客を獲得したり維持したりする上で適当な法人形態は他にあるか。

現状では、他に選択肢はない。

上で述べたように、「公益協同組合」といった新たな法人形態が生まれることを期待する。

税制について

私たちは民間のルールのもとで活動しており、特に利用している制度といったものはない。税率が低くなればいいといった一般的な意見ならあるが、むしろ、私たちのサービスを利用してくれることによってその企業にメリットになるような改革を望む。

例えば、障害者雇用1.8%を満たしたかどうかで判断するような減点主義ではなく、大阪府の総合評価一般競争入札制度のように、職場環境を充実すればするほど税制のメリットが得られるといった加点主義の評価を導入してほしい。

中間支援組織におけるヒアリング調査（国内ヒアリング調査）

主なヒアリング項目

- ・ 社会的企業へのサポート内容について
- ・ 中間支援組織からみた社会的企業
- ・ 今後の活躍ができる社会的企業の実例 等

< 中間支援組織におけるヒアリング 中間報告 中間支援組織 一覧（2団体） >

※既にヒアリング調査を終えている2団体について調査概要を報告

	法人形態	名称	所在地
中間支援組織	NPO法人	広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会／NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター	東京都
	ワーカーズ・コレクティブ	神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会	横浜市

※ヒアリングは財団法人未来工学研究所にて実施

広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会／ NPO 法人コミュニティビジネスサポートセンター			
○広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会 1都10県にまたがるコミュニティビジネス・プラットフォーム。会員間の情報交流と地域版コミュニティビジネス中間支援機関の創出・活性化支援プログラムの実施。			
ONPO 法人コミュニティビジネスサポートセンター 人材育成（各種講座やイベントなど）、調査・研究・出版、中間支援組織の支援、施設管理・運営（インキュベーション施設の運営など）、地域活性化コーディネートなど。			
東京都千代田区	（広域） http://www.k-cb.net/	（NPO） http://cb-s.net/	2011/02/07

社会的企業へのサポート内容について	
○広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会 平成14年度より活動開始。 ・HP等による情報提供 ・会員メーリングリストの運営による情報交流 ・セミナー・分科会の開催 ・シンポジウムの開催 ・地域版コミュニティビジネス中間支援機関の設立・活性化プログラムの実施など ※会員：CB活動団体・支援団体、地方自治体、商工関係団体、金融機関など226団体。 ONPO 法人コミュニティビジネスサポートセンター 2002年9月NPO法人設立。 ・人材育成（CB事業支援人材育成のための認定講座など） ・調査・研究・出版 ・中間支援組織の支援 ・施設管理・運営（インキュベーション施設の運営など）	
活動における資金源（財源）について	
○広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会 平成21年度は、関東経済産業局からの年間1000万円の運営費を財源にしている。 ONPO 法人コミュニティビジネスサポートセンター 研修セミナーの受講料や店舗の運営費などの自主財源に加えて、委託調査もある。 全体で年間1.5億円くらい。うち自主財源は4000～5000万円	
中間支援組織からみた社会的企業について	
①社会的企業の現状の問題点 （1）ビジネスとしてパブリック分野で稼ぐことは難しい 保育など行政サービスとかぶる領域は特に財源の確保が難しい。 （2）プロフェッショナルリティが低い 定年退職者や主婦、学生の多くにあてはまる。サービスの質や安全確保などの点で問題がある。 （3）地域のニーズや解決手法などの変化のサイクルが早い 地域環境の変化と市民ニーズの多様化により、短期間でビジネスモデルの修正が求められる、経営の柔軟性を要する。	

②社会的企業が収益事業を行う上で、法人格ごとにどのような点にメリット・デメリットや問題があるか考えるか。 メリットかデメリットかは経営者の視点に依る。「お金の集め方」「組織の構成、ガバナンス、意思決定」「余剰利益の使い方」の3点で考えるべき。例えば、株式会社の場合、自分のお金で立ち上げ、意思決定についても自分で決める場合にはメリットとなる。デメリットとしては第3者からの目が厳しい（利益・効率性を優先されることが多い）ことが挙げられる。NPO法人の場合、第3者の目は厳しくない（ビジネス性は低くても問題視されにくい）が、自分だけで意思決定できないデメリットがある。お金もなく、個人で意思決定をしたくない場合にはNPO法人が良いだろう。 最近のコンソーシアム型としては、お金を集める段階や行政との連携の際にはNPO法人や社団にして、お金を使う段階になった際や事業の展開時に株式会社やLLCなどを立ち上げて使い分けするケースが増えてきた。
③社会的企業への支援の在り方について、どのような点に問題があるか考えるか。 社会的企業の多くはまだ十分に事業として成熟しておらず、その支援をする際に対価を得ることが難しいことが課題である。社会的企業の多くは、支援に対するニーズがあまり高くはなく、自主的に事業を展開することが多い。また、支援をする際には、単に相談を受けるだけでは限界がある。特に社会的企業の場合は、地域や社会から認めてもらう必要があるため、認証制度などがあると良い。 評価の方法として、個人的には英国のCICのように、法人形態は問わず、基準にしたがい認証する制度が良いと考える。この認証制度をものさしとして、税制の優遇や補助金・助成金などにつなげていくと良い。認証機関は第3者機関よりは委員会による認証が良いだろう。税制を入れないのであれば、認証の基準は緩くて良い。まずは広めることが肝心である。国内であれば、横浜市や福井県の中小企業団体連合会等が評価や表彰を行っている。また経済産業省でも評価の指標を作成している。
支援している社会的企業の状況 いくつかポイントを挙げると下記のようなものが考えられる。 1. 環境、福祉、まちづくりなど社会性の高い分野は、市民にとって無償や安価な行政サービスを受けることが前提であるため、民間がビジネスとして提供するには事業性が弱くなる。2. 「社会性+事業性」というハードルの高いビジネスモデルを求められるため、事業者にとってのスキル、経験、能力などが高く求められる。3. 時代、社会の変化が激しいため、その変化に柔軟に対応できるアンテナと機動力を求められることが継続的に実施するうえで困難である。4. 寄付、会費、プロボノなど、社会的企業を社会として支える「人・もの・場所・資金・情報」などが集まらず、経営者や事業者が社会のための課題解決をしているにもかかわらず孤立してしまうことがある。
今後の活躍ができる社会的企業の具体事例 ・買い物弱者への支援（店舗運営、宅配等） ・B級グルメなどの観光集客 ・里山開発などの環境関連 ・コミュニティカフェなどのコミュニティ再生
今後の展望および国や自治体等への要望 地域主権が叫ばれているが、税制を含めた制度設計などの国による施策づくりのベースは必要。自治体はまだほかに解決すべき地域課題が多く、社会的企業には十分に目を向けられない状況にある。まずはコミュニティの再生や地元企業の立て直しに主眼が置かれている。行政として、社会的企業を推進するということは、お互いに補完の仕合いやニーズの多様性を分担する等についての分担・役割整理を試みる必要があるだろう。

神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合会

新規ワーカーズ・コレクティブ(W.Co)設立に関するコンサルタント事業及び立ち上げ支援、情報の発信、W.Co運動・事業「共育講座」・研修企画実施、他団体からの講師派遣依頼、見学・取材等への対応・コーディネート、会計・税務・法律相談他対応。1989年9月設立。

神奈川県横浜市 <http://www.wco-kanagawa.gr.jp/>

2011/02/08

社会的企業へのサポート内容について

ワーカーズ・コレクティブ(W.Co)の連合の力をもってその事業と運動の発展により、「市民資本セクター」の拡大、「参加型社会システム」の構築を目的とし、サポートを行う。
※現在、神奈川県下においてW.Coは約200団体、20業種に拡がり、6000人近いメンバーが働いている。

- (1) 新規ワーカーズ・コレクティブ(W.Co)設立に関するコンサルタント事業
- (2) 情報の発信(各種書籍、機関情報誌の発行(4100部)等)
- (3) W.Co運動・事業「共育講座」・研修企画実施
 - ・定番講座-W.Co入門講座、W.Coリーダー講座、実務講座(会計・税務など)
 - ・トピックス講座-タイムリーなテーマに沿った講座(防災と共済など)
 - ・業種別講座(食品衛生管理、こどもたちの食育など)
- (4) 他団体からの講師派遣依頼、見学・取材等への対応
- (5) 会計・税務・法律相談他対応(6) W.Co共済の運用(7) W.Co基金の運用 等

活動における資金源(財源)について

会員団体からの会費と賛助会員(4団体)からの賛助会費が主な運営費

※2009年度決算の賦課金(会費)は約2900万円

会員の出資金総額は約623万円。

※会員:188団体/5614名(2010年7月末時点)

事業高:会員W.Co総事業高 約60億円(2009年度)

連合会事務業務は全て、6つのW.Coに委託している。

理事は、会員団体からの選出で担っている。(一期2年、現在22名)

中間支援組織からみた社会的企業について

①社会的企業の現状の問題点

○ワーカーズ・コレクティブ(W.Co)の社会化の更なる推進の必要性

20周年記念地域イベントを実施したが、一般市民はもとより生活クラブ生協の組合員にもまだまだW.Coという働き方がアピールできていないことを実感している。

○W.Coの事業・活動の継続性

W.Coが誕生して28年たち、リーダー交代がうまくいかない、事業・活動が行き詰っているW.Co、業種がある。

また、保育や移動サービスは事業性を担保するのが大変難しい。

②社会的企業が収益事業を行う上で、法人格ごとにどのような点にメリット・デメリットや問題があるか考えるか。

会員188団体の大半は法人格を有していない。法人格を有しているW.Coとしては、NPO法人が70、企業組合が12、合同会社と有限責任事業組合(LLP)が各1団体ある。

<NPOのデメリット>

- ・出資金が認められない。
- ・「雇用(雇うー雇われる)」という形になり、W.Coの理念とそぐわない。

<企業組合のデメリット>

- ・「雇用(雇うー雇われる)」という形になり、W.Coの理念とそぐわない。
- ・余剰金の分配についてW.Coの理念とそぐわない。

③社会的企業への支援の在り方について、どのような点に問題があるか考えるか。

雇用関係にない働き方の組織運営と事業の継続性について、メンバーの理解度と意識統一をどう取っていくかが課題である。設立当時の理念継承に課題がある。

また、W.Coの社会化を進めるにあたって、W.Coの社会保障をどう整備していくかも課題と捉えています。

連合組織のあり方についても検討が必要と考えている。W.Coという働き方は継続したいが、連合会に集う意義がわからない。W.CoではなくNPO法人として事業・活動を続けたいといった団体が顕著になっている。

支援している社会的企業の状況

ワーカーズ・コレクティブ(W.Co)は、多様な人と時間の組合せで、働き続けることが可能な組織であり、継続する人が多い。有料老人介護ホームの委託において、10年残ったのはW.Coのみであり、職員はみな交代したという事例がある。継続して事業や利用者状況を把握しているのは、W.Coである。

W.Coにおける男性比率はだいたい7%くらいだが、移動サービスにおいては男性が半分くらいいる。定年退職組が多く、生き甲斐を感じている。

事業が大きくなり、事業を回すことで手一杯になっているW.Coでは、理念の継承と事業展開を含めた新たな挑戦や社会貢献への意義の確認が難しくなっている。

W.Coの働き方や組織運営が世間一般のものとなっていないことが、成長に影響を与えている。

今後の活躍ができる社会的企業の具体事例

移動サービスや保育は今後もっと必要と思われるが、事業性を担保する仕組みが必要。

今後の展望および国や自治体等への要望

地域に密着した市民事業を行っているW.Coにとって、公共(自治体等)が持っている広報媒体はかなり有効的であり、また地域で活動・事業を行うときに、拠点があることは重要な要件である。非営利の市民事業の支援策として、公共施設や広報システムの活用を幅を広げて、柔軟な対応や協働の視点をもってもらいたい。

W.Co等(社会的企業)の実態と目的・有効性をもっと正確に把握・学習して、社会での位置づけを進めてもらいたい。